

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 長野県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター

※受付時間 8時30分~17時
 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

北信 ☎026-217-0009 中信 ☎0263-40-3660
 南信 ☎0265-24-8058 東信 ☎0268-27-8517

もしくは、市町村消費生活センター・消費生活窓口へ

消費生活センターってどんなところ?



消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
 これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

SNSがきっかけに! 悪質商法に気をつける!!



簡単にもうかる話があるゾ

ね、狙われてるカモ...



ROKU, KAMOKAMO... ©YUKI ISHII

- マルチ商法 マルチまがい商法
- 架空請求 不当請求
- アポイントメント セールス

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口 消費者ホットライン ☎188

長野県消費生活センター

北信 ☎026-217-0009 中信 ☎0263-40-3660
 南信 ☎0265-24-8058 東信 ☎0268-27-8517

https://www.nagano-shohi.net/ 長野県消費生活情報 検索

ウマイ話には裏があるカモ…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

【マルチ商法・マルチまがい商法】



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達に誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

【架空請求・不当請求】



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

【アポイントメントセールス】



販売の目的を隠して店舗などに呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

■こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。

【ネット広告等をきっかけとしたトラブル】



SNSなどの広告を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが急増しています。

カモにならないために…

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。

これだけは覚えておこう!

「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!

悪質商法カモ?と思ったら、消費生活センターへ相談!

専門の相談員が、解決のお手伝い!

あやしいと思ったら、すぐに相談。